

内閣府特命担当大臣（地方創生）

坂本 哲志 先生

要 望 ・ 提 言 書

全 国 知 事 会

地方税財源の確保・充実等に関する提言（抜粋）

新型コロナウイルス感染症への対応

① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保・充実と弾力的運用

- ・当該臨時交付金について、市区町村も含めて地方自治体が必要とする額を確保し、事業者支援分のうち、留保されている 2,000 億円の追加配分等を行うとともに、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。

地方創生の推進

① 地方創生推進交付金の継続・拡充

- ・地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図ること。

② 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

- ・地方拠点強化税制については、新型コロナの影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保するためにも、本制度を継続するとともに更なる拡充を検討すること。

令和3年8月5日

全国知事会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣

地方税財源の確保・充実等に関する提言（ポイント）

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実と弾力的運用
 - ・当該臨時交付金について、市区町村も含めて地方自治体が必要とする額を確保し、更なる増額を行うとともに、事業者支援分のうち、留保されている 2,000 億円の早期の追加配分等を行うこと。また、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。
 - ・当該包括支援交付金について、対象事業を地域の実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- ② 地域経済と日本経済の力強い再生に向けた経済対策の実施
 - ・新型コロナの感染防止と併せて、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮しつつ、幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施することとし、都道府県の意見も踏まえて補正予算の編成に早急に取り組むこと。
 - ・特に、雇用の受け皿を確保するため、基金を活用した「緊急雇用創出事業」等の創設や雇用調整助成金の特例措置等の延長等を実施すること。
- ③ 地方団体の資金繰りへの支援
 - ・令和 3 年度においても地方団体の資金繰りへの対策が講じられているが、引き続き新型コロナの影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和 2 年度の措置を踏まえ、必要な措置を講じること。

2 地方一般財源総額の確保・充実等

- ① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実
 - ・地方単独事業も含めた社会保障関係費の増などの財政需要を地方財政計画に的確に反映するとともに、令和 4 年度以降においても、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること。
 - ・地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保される合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- ② 国土強靱化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を強力かつ計画的に推進するために、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。
 - ・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る需要を踏まえ、「公共施設等適正管理推進事業費」について、より弾力的で柔軟な運用を検討するとともに、令和 4 年度以降も延長すること。
- ③ 臨時財政対策債の縮減等
 - ・臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。
 - ・地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すること。

3 地方創生及びデジタル化の推進

- ① 「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金の継続・拡充
 - ・地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
 - ・地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数等の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図ること。
- ② デジタル社会の実現に向けた税財政措置等
 - ・「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「自治体DX推進計画」等に基づき、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すること。特に、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すること。
 - ・標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。
- ③ 人口減少対策等に資する新たな税財政措置
 - ・地方拠点強化税制については、新型コロナの影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保するためにも、本制度を継続するとともに更なる拡充を検討すること。

4 税制抜本改革の推進等

- ① 法人事業税におけるガス供給業の収入金額課税制度の堅持
 - ・ガス供給業は、製造、導管、小売等の各事業部門が密接に関連しており、収入金額課税については受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることなどを踏まえ、収入金額課税制度を堅持すること。
- ② 地方税の電子申告・納税の推進と将来的な地方税システムの標準化の推進
 - ・地方税の電子化や標準化にあたって、システム構築やその安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国として必要な支援や財政措置を適切に講ずること。
 - ・新型コロナの拡大を踏まえ、税務手続のデジタル化を推進するため、地方税共通納税システムの更なる活用などに関して、対応策を検討すること。

全国知事会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣